

高浜差し止め 各地に波及も

無職

(北海道 74)

福井県の関西電力高浜原発3、4号機をめぐり、大津地裁は、稼働中の原発に対しては初の運転差し止めの仮処分決定を出しました。地震・津波への対策や避難計画に疑問が残ると指摘し、安全性に関する関電の証明は不十分と判断しました。

高浜原発をめぐっては昨年4月にも福井地裁が再稼働を禁じる仮処分決定を出しています。その決定は後に取り消されたとはいえ、司法が2度にわたってストップをかけた形です。

東京電力福島第一原発事故の原因究明が十分でないのに、再

稼働の動きを進める政府と電力業界。私がかねて、大きな疑問と不安を持っていました。今回の決定は国民の疑問や不安を受け止め、原発事故後の新規制基準を再点検している点で画期的だと思えます。原発所在地の福井県ではなく、隣接する滋賀県の住民の訴えを認めている点でも、画期的といえるでしょう。

青森県の大間原発をめぐっても、対岸の北海道函館市が建設差し止めを求め提訴しています。事故で被害を受ける可能性のある地域は、いわば「被害地元」。決定はこうした地域の意識、さらには訴訟などの動きにも影響するかもしれません。